

新地包ケ第614号
平成29年 3月28日

指定介護予防訪問介護事業所の長 様
指定介護予防通所介護事業所の長 様
基準緩和サービス実施予定事業者の長 様

新潟市長 篠田 昭
(担当:地域包括ケア推進課)

**新潟市介護予防・日常生活支援総合事業 基準緩和サービスの人員基準における
「市が実施又は指定する研修」の取扱いについて(通知)**

日頃より、新潟市の福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市においては平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を開始いたします。本市の総合事業サービスの1つである基準緩和サービスの従事者の資格要件の1つに「市が実施又は指定する研修修了者」という要件を設けています。

平成28年度については、新潟県が12月と1月にそれぞれ実施した「平成28年度新しい総合事業訪問型サービス担い手養成研修」を市が指定する研修とします。

また、3月16日、17日に市が実施した「新総合事業介護サービス担い手養成研修」の修了者についても基準緩和サービス従事者の資格要件を満たすこととします。

なお、平成29年度は市が実施する研修のほかに、指定の要件を満たした事業者が実施する研修を「市が指定する研修」として実施する予定です。要件については後日改めてお示しします。

【問い合わせ先】

新潟市 福祉部 地域包括ケア推進課
電話：025-226-1281/FAX:025-222-5531
E-mail:houkatsucare@city.niigata.lg.jp
担当：長谷川